

## <海外で受診した時の請求について>

渡辺パイプ健康保険組合

海外では、日本国内のように健康保険証を使って診療を受けることはできませんが、海外旅行等に出かけた本人や家族が、病気やケガで海外の病院で治療を受けた場合、支払った治療費の一部は申請すると療養費の支給が受けられる場合があります。

### <支給される範囲>

日本国内の保険診療として認められた治療のみが対象となります。

### <支給されない例>

1. 業務上の災害
2. 治療を目的に海外へ行き、治療を受けた場合
3. 日本国内の保険診療外の治療費、差額ベッド代・食事代等
4. 美容整形
5. 高価な歯科材料や歯列矯正
6. 自然分娩も保険医療対象外
7. 交通事故やけんかなど第三者行為による病気・けが

### <支給される金額>

保険給付額（海外療養費）は、海外の病院で発行された診療内容明細書と領収明細書に基づいて日本国内の病院で治療（保険診療内）を受けた場合の治療費を基準とした金額（基準額）から自己負担額を控除した金額を支給します。

※領収明細書の金額が基準額よりも小さい場合・・・領収明細書の金額から自己負担額を控除した金額

※領収明細書の金額が基準額よりも大きい場合・・・基準額から自己負担額を控除した金額

※自己負担額・・・治療費の3割（未就学児は2割）

支給額算定の際には、すべて円換算し、日本円で支払います。その際、保険給付の支給決定日の外国為替換算率（売りレート）が用いられます。

### <申請する場合>

次の書類を渡辺パイプ健保へ提出

- |  |   |                       |
|--|---|-----------------------|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. 被保険者（被扶養者）海外療養費支給申請書</li><li>2. 【医科】診療内容明細書（様式A）、日本語訳<br/>領収明細書（様式B）、日本語訳<br/>【歯科】診療内容明細書（様式C）、日本語訳</li><li>3. 調査に関わる同意書（初回申請時のみ）</li></ol> | } | 1～3について<br>当組合様式有（別紙） |
| <ol style="list-style-type: none"><li>4. 現地で支払った領収書の原本（日付が記載されているもの）</li><li>5. 渡航期間が分かるパスポートの写し（初回申請時のみ）</li></ol>  |   |                       |

### <請求権の時効>

2年 時効の起算日：療養に要した費用を支払った日の翌日

### <注意事項>

- (1) 診療内容明細書、領収明細書は、暦の1ヶ月単位で受診者別、医療機関別、入院・外来別に作成してください。
- (2) 海外の病院で発行された診療内容明細書、領収明細書が外国語で記載されている場合は、日本語の翻訳文を添付してください。
- (3) 海外の病院等で「診療内容明細書」「領収明細書」をもらうのにかかる費用は、申請者の負担となります。
- (4) 必要に応じて民間の海外旅行損害保険等にも加入しましょう。民間の旅行保険等から治療費（保険金）が支給される場合でも、海外療養費の支給額は減額されません。
- (5) 海外の場合、日本国内と同じ病気・ケガでも、国や医療機関によって請求金額が大きく異なります。例えば海外で治療して5万円かかっても、その治療を日本の保険診療で行った場合には5千円で済むと判断されると、5千円に対しての保険給付しか受けられません。
- (6) 申請書類を提出後、健康保険組合ではその申請内容について審査を行いますので、お時間がかかります（数か月かかる場合もあります）。